

【海外へ留学するみなさんが遵守すべき安全保障輸出管理】

（１）安全保障輸出管理について

安全保障輸出管理とは、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、国際社会の平和と安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、技術の提供や貨物の輸出の管理を行うことです。日本では「外国為替及び外国貿易法（外為法）」等の関連法令に基づき輸出規制が行われています。外為法は、大学を含む輸出者・提供者が外為法のリスト規制、キャッチオール規制に該当する貨物の輸出と技術の提供を政府の許可なく行うことを禁じています。

中京大学では、外為法等の関連法令を遵守するため、安全保障輸出管理のための学内体制及び必要な手続きを定めた「中京大学安全保障輸出管理規程」（2019.7.24）を制定しています。

①誰が輸出者や提供者になるか？

外為法の「居住者」「非居住者」は国籍とは関係ありません。「居住者」は日本国に6ヶ月以上滞在する個人であり、「非居住者」は外国に2年以上滞在する個人、又は外国の事務所等で働く目的や外国に2年以上滞在する目的で出国する個人です。技術（役務）は、外国においては「居住者」「非居住者」へ提供する場合が対象になり、国内においては「非居住者」のへ提供が対象となります。貨物の輸出は、物を日本から外国に送り出したり、持ち出したりする行為が対象です。

②皆さんがすべきこと

学生の皆さんも、中京大学のルールを守る義務がありますので、大学の教育研究に関係する貨物を外国へ輸出・持ち出したり、技術を「非居住者」へ提供したりする場合には、事前に指導教員等に相談して下さい。

③「事前確認シート」提出の要否について

「事前確認シート」とは、「中京大学安全保障輸出管理規程」に基づき、輸出する技術や貨物の情報、技術や貨物の輸出先の懸念情報及び外為法の例外規定の適用等を確認し、技術や貨物の取引の可否を判断するものです。この「事前確認シート」の提出は、以下の2つの設問の1つでもあてはまる場合に必要となります。あてはまる場合は、指導教員にご相談ください。

- 貨物（装置、試料等の物品）の輸出やハンドキャリーでの持ち出しを予定している
※ただし、自己使用のパソコン、デジタルカメラ、スマートフォンは除く
- 留学中に技術の提供を行う

（２）帰国時の注意事項

外国に渡航後は、渡航（留学・派遣）先の国の安全保障輸出管理の法令を遵守してください。各国の法令により、規制対象となる人、貨物、技術の分類が異なります。貨物や技術を受け取って渡航（留学・派遣）先の国から持ち出す場合は、それらの軍事転用の可能性の有無について、特に注意してください。また、むやみに他人からUSBや小包等を預かって持ち帰らないようにしてください。